

○財務省告示第三百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年八月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（四十年）（第四
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十三年九月二十日
を払
期とし、次の算式により
算出
した金額を支払う。た
だし、支払
期が銀行休業日に当
たる
ときは、その翌営業日
に支
払う（以
下、次号及び第十六号
にお
いて
規定する期日について
同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times 1$$

十五 第二期利子

毎
年三
月二十
日及び
九月二十
日
を、支
払期とし、各
支
払期にお
いて、その日
以前六月間
に属する
利子を支払う。

十六 償還期限

平成六
十三年三月二十
日
額面金額百
円につき百
円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十三年八月十二日

二十 払込期日

平成二十三年八月十二日